

（農林水産省経営局農地政策課）

項目名	東日本大震災の被災者等が被災した農用地の代替農用地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税措置の縮減		
税目（条文番号）	登録免許税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 40 条の 2）		
見直しの内容	<p>（1）現行制度の概要</p> <p>被災者が、東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」という。）又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内（※1）に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）について、</p> <p>① 被災農用地又は対象区域内農用地の代替農用地を取得する場合（※2）における所有権の移転登記</p> <p>② 被災農用地又は対象区域内農用地の代替農用地の取得のための資金の貸し付け等に係る債権担保するために受ける抵当権の設定登記で令和8年3月31日（※3）までの間に受けるものについては、登録免許税を免除する。</p> <p>（※1）旧警戒区域及び旧計画的避難区域（区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）</p> <p>（※2）警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わる農用地については、当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月以内に取得。</p> <p>（※3）警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた被災農用地の代替農用地の所有権の移転登記については、その取得後1年以内に受けるもの。</p> <p>（2）要望の内容</p> <p>本特例措置のうち、被災農用地に係る特例について、適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって廃止し、特例措置の対象となる農用地を対象区域内農用地に縮減するもの（※4）。</p> <p>（※4）対象区域内農用地の代替農用地を取得する場合の特例は恒久措置。</p>		
	平年度の増収見込額	-	百万円
(制度自体の減収額)	(-	百万円)
(改正増減収額)	(-	百万円)
廃止又は縮減の理由	<p>被災農用地について、営農再開に向けて着実にその復旧を進めるとともに、代替農用地を取得して経営再建を図ろうとする被災者に対しては、税制面からの支援措置を講じることにより、農業の振興及び食料供給基地としての再生に寄与することを政策目的としてきたところ、被災農用地の復旧が進み、近年の実績や今後の取得見込みもなく、その役目を終えたと考えられるため、適用期限をもって廃止する。</p>		